

第 20 回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成 18 年 8 月 28 日（月） 16:15～17:46
2. 場 所：内閣府庁舎 3 階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、雨宮委員、飯田委員、伊集院委員、遠藤委員、大河内委員、小町谷委員、東海委員、長岡委員、平澤委員、外園委員、御厨委員、山本委員

4. 議事次第：

- (1) 独立行政法人の平成 17 年度業務実績の評価について（分科会長報告）
- (2) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の中期目標期間の実績評価について
- (3) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員の退職金に係る業績勘定案率について
- (4) 独立行政法人の役員報酬の支給基準の変更について
- (5) 独立行政法人北方領土問題対策協会に対する見直し意見について

5. 議 事：

大森委員長 お暑い中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、第 20 回の「独立行政法人評価委員会」を開催させていただきます。委員会令 6 条の定足数の要件を満たしておりますので、ただいまから議事に入りたいと思います。

6 月 15 日付けで新たに評価委員会の委員になりました、平澤委員を御紹介申し上げます。

平澤委員 平澤です。沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会を担当いたします。よろしく申し上げます。

大森委員長 馬場委員が御事情がございまして、お辞めになった後を平澤委員にお願いしてございまして、平澤委員には分科会長もお願いしてございまして、よろしく願いいたします。

同じく沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会の分科会長代理に就任されました、遠藤委員です。

遠藤委員 よろしく申し上げます。

大森委員長 それでは、7 月 28 日付けで内閣府の人事異動があったそうですので、御紹介いただきます。

竹澤政策評価審議官 7 月 28 日付けで松田政策評価審議官の後任として参りました、竹澤正明でございます。どうかよろしく願いいたします。

大森委員長 内閣府の主立った方についても、御紹介してください。事務次官が代わられたのでしたか。

竹澤政策評価審議官 事務次官ですが、江利川毅が退任いたしまして、内田俊一。官房長の方は山本信一郎でございます。

総括審議官の方は土肥原洋。

総務課長が西川正郎に代わって武川光夫。

西川が人事課長の方に回っております。

会計課長の福富光彦は変わってございません。

ここに以下、豊田政策評価広報課長。

前次官の江利川は内閣府顧問になりまして、私の前任の松田は共生社会政策担当の官房審議官になっております。以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。今日は各分科会から 17 年度の業務実績の評価結果につきまして、御報告が順次ございますので、よろしくお願いいたします。

最初に、国立公文書館について外園分科会長からお願いいたします。

外園委員 国立公文書館の平成 17 年度の業務実績の評価につきまして、御報告いたします。

まず 7 月 20 日に菊池館長を始め、国立公文書館の方々から業務実績につきまして、詳細な説明を受け、次の 8 月 22 日の分科会におきまして、項目別評価、総合評価について審議を行い、平成 17 年度の業務実績の評価を決定いたしました。

評価結果の概要を申し上げます。

総合評価でございますが、平成 17 年度は第 2 期中期目標の初年度となりますので、第 1 期中期目標の実績を踏まえて評価いたしました。

その結果、1、内閣府で歴史公文書等の移管基準が改正され、これを受けた館の働きかけにより前年度を上回る歴史公文書等が移管されました。また、受け入れた歴史公文書等を 11 か月以内で一般の利用に供したこと。

2、外部委託等の経費が 16 年度に対して 2 % 以上削減できたこと。

3、データのアーカイブの運用を開始し、インターネットを通じて所蔵資料の検索と画像の閲覧を可能としたこと等の実績を評価し、更に業務運営の効率化が着実に推進され、業務が順調に実施されたことなどが認められるとして評価をいたしました。

更に今後努力していただきたい、期待したい事項として、1、歴史公文書等の移管数の増加に更に努めること。

2、公開性や積極性を更に押し進め、公文書館の存在感を国内外に示していくこと。

3、公文書館とアジア歴史資料センターの連携を更に強化すること等を挙げ、公文書館が目指す事業を行うための体制整備と事業内容の充実に努めることなどを挙げました。

項目別評価につきましては、すべての項目で A 評価とさせていただきました。

17 年度の財務諸表につきましても、特に問題はないということでした。

以上、国立公文書館分科会からの報告とさせていただきます。

大森委員長 ありがとうございます。各分科会はそれぞれについて各年度の業務実績の評価を行っていただいて、その結果をここに御報告いただくことになっておりますので、特段の御質問等、御異議がなければ、これをお認めするということだと思えますけれども、何か御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、国民生活センターの山本分科会長、お願いします。

山本委員 お手元に資料3と4が配付されているかと思えます。国民生活センター分科会では、平成17年度の業務実績の評価及び財務諸表の審査のため、2回にわたり分科会を開催いたしましたので、その評価結果の概要について御報告したいと思います。

平成17年度の業務実績でございます。資料3の総合評価表の3ページのところに総合評価としてまとめてございます。

そこにありますように「中期目標の達成に向け順調に計画を実施している。特に、国民への情報提供では、時節にあった重要性の高いテーマを報道機関などに情報提供し、各種情報がテレビ、ラジオ及び新聞等のメディアに数多く取り上げられており、消費者被害の未然防止・拡大防止に寄与している」と判断しております。

具体的には、ここにP I O - N E Tと書かれておりますが、これは全国消費生活情報ネットワークというものであります。

「P I O - N E T等に収集された情報を基に調査・分析を行い、問題性、緊急性の高い消費者問題について、関係各省及び事業者団体へ要望、情報提供を行うなど実績を挙げた。また、商品テスト、調査研究においても、事業者団体、行政機関に改善点を指摘することにより、適切な対応を促した」ととりまとめてございます。

このように、分科会としては国民生活センターは中期目標の達成に向け、順調に計画を実施していると判断しておりますけれども、更に今後の要望事項といたしまして、4点にわたって指摘をさせていただきます。

第1に「引き続き、P I O - N E T等に寄せられる苦情相談情報を活用し、問題性、緊急性の高い消費者問題を見極めつつ、内容を分析し、消費者にわかりやすい形で情報提供を行うことにより、消費者被害の未然防止・拡大防止に努められたい」。

第2に「消費者に対する啓発及び教育等における中核的機関としての役割を果たしている。今後、より一層、その役割を果たすべく、創意工夫を図られたい」。

第3に「業務効率化の観点から、業務手当の導入を実施したことは、職員の意識改革に資するものであり、円滑な制度の定着を期待する」。

第4に「役職員の給与制度等については、引き続き透明性の確保をするとともに、給与水準については、国民生活センター運営費の大部分を国庫に依存するものであることなどから、国民一般の理解と納得を得られるものとなるよう努められたい」。この4点でございます。

平成17年度の財務諸表につきましては、これも分科会において審議を行いました結果、特段の問題は認められませんでしたので、この点も併せて御報告させていただきます。

以上、簡単ですけれども、国民生活センター分科会における審議結果の御報告とさせていただきます。

大森委員長 どうもありがとうございます。何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、沖縄科学技術研究基盤整備機構を平澤分科会長からお願いいたします。

平澤委員 資料5と6であります。独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構。この独立行政法人は、昨年9月に発足いたしまして、3月末までの7か月間の活動を今回評価することになっております。

中期目標としては、平成20年度の末までの3年7か月という計画の始まりになるかと思えます。

計画全体としては、世界のトップクラスの大学院大学を沖縄に開設することでありまして、沖縄振興と科学技術振興の両方をにらんでいることになろうかと思えます。

世界のトップクラスの大学院大学を新たに開設することは非常に挑戦的で非常に困難な課題でありまして、それらに見合った取組みが望まれるわけであります。

現在、第1年度としましては、第1期は全部で20ユニット形成する中の7ユニットを整備いたしました。第1期で終わるわけではなく、その後の計画もあるわけですが、この辺りはまた改めて検討することになります。いずれにしろ、1～10人程度の研究グループですので、かなりの大規模な科学技術に関係した大学院大学になることが期待されているわけです。

分科会としましては、6月29日、7月31日、8月22日の3回開きまして、最初に評価項目あるいは評価形式等を確認いたしました。7月には機構からの業務実績についての説明、ヒアリングを受け、最後の8月22日に分科会としての評価をいたしました。この席にはシンガポールに主にいらっしゃる理事長のノーベル科学者であるシドニー・ブレナー理事長も御出席になり、ごあいさつをいただきました。

評価概要でありますけれども、まずは研究機能を立ち上げることと、施設・設備を整備していくところから取り組んでいるわけでありまして、その中身に関しては先ほど申しましたように7ユニットの人事を行い、引き続き更にその人事を進めていくための手はずを整えているという状況であり、また、それらを核としてシンポジウムあるいはワークショップを開催して、言わばネットワーク・オブ・エクセレンスの枠組みを広げていくことに取り組んでいて、この面では着実な進歩があると判断いたしております。

施設整備に関してもマスタープランと基本設計を完了し、また研究施設は沖縄工業研究所という県の研究施設を借り受けて、部分的に研究を始めている。また、セミナー等を行う新たな施設も改修いたしました。こちらの方はほとんど完成しておりまして、そこを舞台にしてワークショップ等が開かれています。このような状況であります。

全体としては、1つの項目を除いてA評価といたしました。B評価になった項目は、実は研究教育の方向性や管理運営の在り方について、体制整備を初年度として常にやってい

かなくてはいけないわけですが、これがある程度遅れている状況を勘案いたしました。

冒頭にも申しましたように、このプロジェクトは非常に困難な課題であるわけであり、まず最初からじっくりとその体制を固め、果敢に取り組んでいくことが望まれるわけでありまして、激励する意味合いも込めて、体制整備状況についてはBと判断しました。

財務諸表については承認をいたしました。

以上です。

大森委員長 ありがとうございます。初年度ということもございまして、分科会としてもいろいろと御苦労が多かったのではないかと考えていますけれども、何か御質問等がございますでしょうか。少し詳しく御説明いただきましたので、大体今の取組み状況はわかりいただいたと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、この件は了解いたします。

次は北方領土問題対策協会、飯田分科会長からお願いします。

飯田委員 私どもの分科会では、7月24日に北対協、北方領土問題対策協会から平成17年度の事業実績及び財務諸表等についてヒアリングを行い、それを踏まえて8月4日に分科会としての評価を確定しました。また、8月4日の分科会では行革推進法などに基づいて、8月末に総務省などに提出される予定の北対協の組織・業務全般の見直し当初案についても事務局より説明が行われました。

まず分科会の評価結果について御報告申し上げます。御承知のように日露関係と北方領土問題をめぐる現状は、先ごろの北方領土海域での銃撃・拿捕事件で示されたように、非常に厳しい局面を迎えており、その中で返還運動の核となる北対協の役割はますます重要となっています。

その一方で、独立行政法人の中でも最小規模の北対協は、見直し対象法人としてさらなる人員縮減を求められていますが、そうした厳しい内外状況の中で、北対協はおおむね期待に沿った努力を行っているというのが、私ども分科会の今回の評価の結論でありました。

資料8の項目別評価です。一般管理費の削減など業務運営の効率化の着実な推進が行われたのを始め、国民世論の啓発、北方四島との交流、調査研究活動、元島民などに対する援護措置など、協会の主要事業でもおおむね満足すべき実績だったとして、Aの評価をいたしました。

同時にまだ改善の余地があるのではないかと、更に努力を期待したいとして、Bの評価をしたものが4点ございます。資料8の項目別評価表の10ページ目の一番上にあるインターネットを利用した情報提供の項です。協会のホームページのコンテンツの内容あるいは提供方法などに一層の工夫を要望しました。

2番目は13ページ目の中段の日本語講師派遣の効果についてです。今後の課題として四島のロシア側の住民の意見もくみ取って、交流の一層の効果を図るべきだと指摘しました。

3番目が15ページ目の中段の署名活動への支援状況についてです。17年度の署名収集実績が前年度に比べて減少している点について、原因分析を求めました。

4番目が18ページ目の一番下、生前承継の促進の項目です。元島民などへの融資事業のうち、生前承継実績が前年度に比して減少した原因分析を要請しました。

次に資料7-1の総合評価です。冒頭で申し上げましたように、協会をめぐる厳しい内外状況の中でも、北対協は絶えず業務内容の改善向上に努力しているとして、総合的にAの評価をいたしました。

そうした改善の努力の具体例の一つとして、国際シンポジウムの運営改善のケースを挙げることができます。総合評価表の1枚目の冒頭「1.業務運営の効率化に関する事項」に記載されていますが、従来、専門家だけでクローズで開催されてきました会議は廃止して、パネリストの数を減らしたり、会場参加者からの質問時間を増やしたりして、会場との双方向性を重視した参加型の事業への転換を図り、前年度に比べて47%もの経費縮減も実現しました。

最後に総合評価表の2枚目「5.人事に関する事項」で指摘してありますが、現在、北対協は常勤役職員21人という最小規模の独立行政法人ですが、更に今般、政府の方針によって2名の人員削減が決まっています。

今回、分科会としての評価確定に当たりましては、組織体制のこれ以上の先細りは協会に課された重要な使命・責務に応える業務の遂行を難しくするとの懸念も指摘されました。今後の組織業務の見直しにおいては、改めて北対協の行う諸事業の意義と、それを実現できる体制について慎重かつ十分な留意の下に進めていただきたいと考える次第です。

以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、次は駐留軍等労働者労務管理機構、東海分科会長からお願いします。

東海委員 お手元の資料9と10をごらんいただきたいと思います。駐留軍等労働者労務管理機構分科会におきましては、7月と8月に会議を開催させていただきまして、17年度の業務実績評価を審議いたしました。

7月26日に機構本部におきまして、機構側から平成17年度の業務実績等についての説明を受けまして、8月9日の分科会において項目別評価及び総合評価について審議を行ったところでございます。

各委員会からの意見を踏まえた修正案の作成については私に一任されましたので、事務局に修正案の作成をお願いいたしまして、同修正案を各委員にお送りいたしまして、御了解が得られたところでございます。

評価結果につきましては、お手元でございます資料9の総合評価表及び資料10の項目別評価表のとおりでございます。

評価結果の概要といたしましては、資料9の総合評価表の3ページの総合評価欄にありますように、機構の平成17年度の業務実績については、全体として年度計画に沿っておおむね的確に業務が実施されていると認められ、平成17年度は中期目標期間の最終年度でも

ございますが、これまで中期目標を着実に達成すべく、駐留軍等労働者の応募者拡大と充実に図るため、インターネットによる応募システムを構築するなどの課題に取組み、国民に対して提供するサービスその他、業務の質の向上等を促進させてきたことは高く評価できると判断をいたしております。

なお、資料 10 の項目別評価表は全 22 項目ございますので、御説明を省かせていただきますが、全体としては A 評価といたしております。

7 ページの「2. 人事に関する計画」の「(1) 方針」のイの研修の計画実施等の項目について、個別評価におきましては A と B の評価が分かれております。5 つの指標のうち、2 つが B 評価になっておかります。委員でいろいろと議論をさせていただきまして、結果といたしまして、総合的にはそこにもコメントをさせていただいていますように、分科会評価を A としたわけでございます。評価理由を付記させていただきました。

平成 17 年度の財務諸表についても分科会で審議を行いました。特段の問題はなしと評価をしたものでございます。

以上が、分科会の御報告でございます。

大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

以上で 17 年度の業務実績の評価結果について御報告いただきました。

(防衛施設庁関係者入室)

大森委員長 引き続きまして、労務管理機構の中期目標期間の業務実績評価につきまして、御審議願うことになっておりますけれども、これは昨年、仮評価を基に同分科会において原案を作成していただいておりますので、東海分科会長から御説明いただいた後、御審議を賜りたいと思っております。

それでは、まず東海分科会長からお願いします。

東海委員 御報告させていただきます。ただいま委員長からもお話がございましたように、この機構の中期目標に係る評価につきましては、本年 3 月の評価委員会において、昨年決定いたしました仮評価を基にその原案を分科会で作成し、評価委員会へ提案することとされたわけでございます。

当分科会におきましては、7 月 26 日及び 8 月 9 日に会議を開催させていただきまして、中期目標期間にかかる業務実績の評価について審議を行い、資料 11 のとおり分科会としての評価表案をとりまとめております。

この案は作成した仮評価表を基に見え消しで修正等を行っております。追加箇所につきましては下線付きの太字とさせていただいております。時間の関係もございまして、全体を読み上げることは省略させていただきまして、総合評価の部分のみ最後に読み上げることといたしまして、主な修正箇所について御説明しながら進めたいと思っております。

1 ページ「I 業務運営の効率化に関する事項」の「1 経費の抑制」については、平成 17 年度の業務実績を反映させた修文を行っており、一般管理費について前年度比で 1 % 抑

制することとの中期評価を大きく上回る抑制が図られた旨の記述と情報セキュリティーの評価と平成 17 年度に措置した内容について、個々の記述を追加いたしております。

2 ページ「2 業務運営体制の整備」についても、業務運営の効率化を図るために措置した支部業務の実施方法の見直し、及び支部組織の見直し等に関して、平成 17 年度の業務実績を反映させた修文を行っております。

次の「3 職員の意識の高揚」は文章の整理のみとなっております。

3 ページ「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の「1 駐留軍等労働者の募集」「2 駐留軍等労働者の福利厚生施策」及び「3 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成」については、それぞれ平成 17 年度の業務実績を反映させた修文と文章の整理をさせていただいております。

4 ページ「3 財務内容の改善に関する事項」については、平成 17 年度の業務実績を反映させた修文のほか「その他」についてはその記述内容等から総合評価の欄に記載すべきと考えまして、文章を修文の上、総合評価の欄に追加いたしましたため、本項目からは削除いたしております。

「4 その他業務運営に関する重要事項」については、平成 17 年度までの常勤職員数の削減により中期計画で定めた削減目標を達成した旨の記述を追加いたしております。

5 ページの総合評価の項目については、事務局から読み上げさせていただきたいと思っております。

南防衛施設庁業務企画課長 読み上げさせていただきます。

「当機構は、他の独立行政法人とは異なり、機関委任事務として関係都県が実施していた事務と国が実施していた駐留軍等労働者の労務管理等事務の一部を移行させ実施するために、新たに設立された組織である。

機構の業務処理に必要な基礎的な業務の仕組みや体制を整備することにより、関係都県が行っていた労務管理等事務を確実に継承・実施し、一部業務は中期目標期間の終了時を待たずに達成するなど、着実に中期目標が達成できたものと評価できる。

その結果、中期目標期間中、機構の運営努力により経費の抑制に努めた結果として、約 9 億 3,700 万円の純利益を計上し、国庫に納付したことは高く評価できる。

当機構の業務は、自己収入が見込めず、ほとんどが運営費交付金によるものであるが、独立行政法人設立の趣旨を踏まえ、今後とも、業務運営の効率化及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上等を促進させ、より一層の成果を上げていくことを期待する」。

以上でございます。

東海委員 駐留軍等労働者労務管理機構分科会の中期目標に係る業務実績評価についての説明は以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。その結果の文章のところで「結果」とお読みになったんですけれども、文章は「経費の抑制に努めた成果」と書いてあるんですが、この

文章どおり「成果」が正しいんでしょう。

南防衛施設庁業務企画課長 はい。失礼しました。

大森委員長 実はこの中期目標の達成については、本委員会で決定すべき事項になっております。したがって、今、御説明があった総合評価についての文章ですが、何か御意見があれば、当委員会として修正するということになりますので、お気づきの点や御質問等がございましたら、お出しただければと思います。よろしく願いいたします。

飯田委員 資料11の2枚目の経費、人件費の抑制についてのところですが。一番最後に「また、非常勤職員及び派遣労働者に係る費用についても、経費の抑制を図った」というのがあるのですが、そもそも派遣労働者を採用することが今、世相で非常に問題になっているわけですが、これは経費削減、抑制の手段として取られていたものではないかと思われませんか。一体その派遣労働者を減らしたのか、あるいは派遣労働者の条件を更に厳しくすることによって抑制を図ったのかどうか。もしその辺がはっきりしないとなれば、わざわざここに表記することもないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

大森委員長 これは東海分科会長からお願いします。

東海委員 全体的には先生の御指摘のとおり、常勤職員を非常勤に、あるいは常勤職員を派遣に、あるいは非常勤を派遣にといったような方策を講ずることによりまして、人件費の抑制を図ったということと承って、このような表記になったかと思っておりますが、今、数字上の資料を手元に持ち合わせておりませんので、御指摘の派遣労働者のコストが削減されたか否かにつきましては、防衛施設庁から答えていただこうと思っております。

大澤防衛施設庁労務調査官 ただいまの点でございますけれども、非常勤職員につきましては、その採用数を減らすという形で経費の削減を図ってきております。派遣職員の方も人数を若干増減したことはございますけれども、全体的には減らしてくるという形で経費も節約をしてきているということでございます。経費の条件を厳しくするというのではなくて、人数の削減という形でやっているということでございます。

大森委員長 よろしいでしょうか。

飯田委員 ちょっとわかりにくかったのですが、わかりました。

大森委員長 これは仮評価を既にこの文章で出しておりまして、もしこれを削除することになると、削除した理由をまたどこかで言わなければいけませんので、特段に何かこれを書くことによって全体の趣旨がゆがんだり、不正確でない限り、この文章のまま出していただければと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

ほかに何かございますでしょうか。少し見え消しになっていきますので、見にくいこともありますけれども、仮評価とどこがどう直ったがわかりやすく御説明いただいております。私の方で文章をもう一度点検いたしますけれども、この場ではこの文章で評価委員会としては御承認いただけるということによろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

大森委員長 それでは、そうさせていただきます。ありがとうございました。

引き続きまして、3月31日付けで、この労務管理機構の前理事長等が退職されまして、その退職金の算定に係る業績勘案率について御報告申し上げます。

業績勘案率については分科会の所掌事項になっております。既にこの労務管理機構分科会においては業績勘案率の案が決定されておりますが、実は内閣府独立行政法人評価委員会としては初めての決定でございます。今後の他の分科会においても扱う機会が出てまいりますので、本日は皆様のこれからの御参考に供したいということもあり、恐縮ですけれども、東海分科会長から御報告をいただきます。

東海委員 お手元の資料12を御参照いただきたいと思います。たびたびで恐縮でございます。

「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構役員の退職金に係る業績勘案率（案）について」を報告させていただきます。

機構におきましては、今、委員長からも御報告がございましたように、理事長、理事及び監事の3名の方が今年の3月31日付で退職されておられます。7月及び8月に開催した分科会において、機構から各役員の業績についての説明を受けて審議をいたしまして、資料12の機構の役員退職金に係る業績勘案率案のとおり決定をいたしました。

業績勘案率の算定は資料の5ページに添付してございますけれども、昨年8月23日の評価委員会で決定しました「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」に基づき決定することとなっております。以下、便宜上、内閣府基準とさせていただきます。

算定の手順を簡潔に説明させていただきますと、資料12の業績勘案率案についての別紙1～3、2～4ページにございますように、まず各役員の基準業績勘案率を求めます。別紙1の理事長の場合では、各事業年度の実績評価の評価項目ごとに点数化をし、各事業年度の基準値を決定し、年度の在職月数に応じて加重平均した値を基準業績勘案率といたします。各事業年度の評価結果は、すべての項目においてA評価となっているため、理事長の基準業績勘案率は1.0となりました。

別紙2の理事の基準業績勘案率についても、理事の職責に係る項目となるため、理事長に比べ項目数は少ないわけですが、すべての項目でA評価となっているため、理事の基準業績勘案率も1.0となっております。

別紙3の監事につきましては、内閣府基準に基づき基準業績勘案率は1.0とすることになっております。

また、内閣府基準によると、退職役員の法人等に対する特段の貢献度等が認められる場合は、それを考慮することとなっておりますが、当分科会においては資料の8ページ以降の各役員の個人業績調書に基づく機構からのヒアリング等を踏まえ審議した結果、個別の貢献度等の要因においても基準業績勘案率を変更すべき特段の事情はないと判断をいたしまして、業績勘案率をすべて1.0と決定いたしました。

機構役員の退職金に係る業績勘案率案についての御報告は、以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。この資料を見ていただいて、何かお気づきの点や御質問等がございますでしょうか。既にこれは決定済みでございますけれども、内容について何か御疑義があれば承りたいと思います。

大体どこでも1.0になる。1を上回った場合は相当大変ですし、下回った場合についても特段に分科会で御検討いただくことになるのですが、今回は1.0でございます。

特段よろしゅうございませうか。今回、初めてこういうやり方、あるいはこういう内容で事が進められていますので、私どもはこれが参考になるものと考えていますので、よろしく願いいたしたいと思います。御報告につきましては、よろしゅうございませうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 実はこの業績勘案率と言いますのは、総務省の方でございます政策評価・独立行政法人評価委員会に、これを案として提出いたしまして、そちらの方で審議の上、意見なしとして戻ってきて、初めて決定するということだそうでございます。したがって、しばらく時間がかかるものと聞いています。ですから、向こうの方で意見なしということになれば、1.0で確定できるということだそうでございます。

少しお諮りを申し上げたいのは、今後、今回のように各独立行政法人の役員の業績勘案率を決定する必要が起これると思いますので、その場合は今回のように分科会において決定していただきまして、本委員会に対しましては資料配付のみで、特段に御報告がなくてもいいものと私は考えていますけれども、そういう計らいでよろしゅうございませうか。

今日は最初でございますので、どういう考え方でどういうふうにしたかについて御説明をいただいたのですけれども、今後は各分科会で御決定いただいたことについて、資料を配付していただければ、本委員会としてはそれでいいとさせていただければと思っておりますけれども、よろしゅうございませうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 総務省の方でもう一回チェックがかかりますので、それでいいものと思えます。

それでは、各分科会の分科会長の先生方、よろしく願いいたします。

次のテーマにまいります。

(防衛施設庁関係者退室)

(国民生活局関係者入室)

大森委員長 次は独立行政法人の役員方針の支給基準の改正につきまして、まず御報告をいただいて、その上で国民生活センターにつきましては、今回、改正内容に他の法人と若干異なる部分がございますので、この点につきましても国民生活局から御報告をいただくこといたします。

まず全体として御報告をいただきましょう。

豊田政策評価広報課長 それでは、事務局の方から御報告させていただきます。

資料 13 をごらんいただきたいと思います。独立行政法人の役員報酬の支給基準の変更については 3 月の評価委員会において給与法の改正に伴い、4 月 1 日から変更することになりますが、その段階では金額等の詳細は固まっていないので、委員長に御了解いただき、金額等の詳細について、後日、委員の皆様方に御送付することとされておりました。

大変遅くなりましたけれども、今回、各独立行政法人の主な変更点を概要としてまとめさせていただきますので、御報告させていただきます。

資料 13 でございます。主な変更点でございますけれども、まずすべての法人に共通ということですが、俸給の月額を平均で 4.8 % 引き下げたこと、更に沖縄科学技術研究基盤整備機構及び国民生活センターを除いた法人で、地域の実情に即した地域手当を新たに設置したことでございます。

なお、先ほど委員長からもお話がございましたように、国民生活センターにつきましては、他の法人にはない職責手当と業績給が新設されておりますので、この点につきましては国民生活局の方から資料 14 に基づきまして、御報告させていただきます。

勝見国民生活局消費者調整課長 本年 3 月末に国民生活センターより役員給与規定の改正の届出ございました。主な変更点は 2 点でございます。

1 つは、その説明に資料 14 の上から 3 分の 2 ぐらいまで使っておりますけれども、業績給の導入でございます。特別手当、いわゆるボーナス。現在、国民生活センターの役員は年間 3.35 か月ボーナスが支給されています。国家公務員の指定職と同じでございます。そのうち 2 か月分は夏と冬にそれぞれ 1 か月分ずつ支給し、残りの 1.35 か月分を財源として、これを業績給に当てる。

独立行政法人評価委員会における行政評価を反映させる。ただ、それを機械的に反映させるのではなくて、独立行政法人評価委員会の評価に加えて、理事長の判断で総合的に勘案して業績を決定するものでございます。

もう一点は「また」以下のところで、先ほど紹介のありました職責手当と称しております。国民生活センターの主な事務所は東京都の品川と神奈川県相模原の 2 か所でございます。常勤役員が 4 名おりますけれども、それぞれ 2 人ずつ配属となっております。ただ、仕事上、各役員は品川及び相模原をかなり行き来しておりますので、特段地域手当に差を付ける理由がないということで、本年度ですと東京 23 区の場合は地域手当が 13%、神奈川県の相模原の場合は 4% でございますが、その平均を取って 8.5 % を一律に支給するといったものでございます。

なお書きにございますが、昨年度の人勤によりまして、国家公務員の指定職の月額俸給は 6.7 % 引き下げられておりますけれども、国民生活センターにおきましては、これよりも若干引き下げ率を多くいたしまして、7 % を引き下げしております。

以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。全体を通じまして、各独立行政法人がこういう塩梅になっています。これは御報告でございますので、これを承ることになっているので

すけれども、何か特段、御発言はございますでしょうか。

国民生活センターは、センターとしての独自性に基づいて、こういうものを設定したと理解してございますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 では、こういう形で御報告を受けたことにいたします。

(国民生活局関係者退室)

(北方対策本部関係者入室)

大森委員長 次は北方領土問題対策協会の1年前倒しでの見直しにつきまして、通則法の第35条に基づいて御意見を伺うことになっていまして、本日、この議題を取り上げさせていただきます。北対協につきましては行革推進法等によりまして、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会によってまとめられました、独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針がございまして、これに沿って組織・業務全般の見直しを行うことになっておりますので、まず事務局から国の方針の概要を説明していただいた後、北対協について御審議いただければと思います。

では、まず説明してください。

豊田政策評価広報課長から、資料15・資料16に基づき説明

大森委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明がございましたように、これは所管府省ですから、内閣府によって見直し当初案の原案ができて、それが提出されていくこととなります。既に当初案の原案が作成されていますので、この案は今月末に総務省の方に提出されることになっておりますけれども、北方対策本部からまず説明をしていただいて、それで何か御質問、御指摘を受けたいと思っています。

それでは、よろしく申し上げます。

山本北方対策本部参事官 北方対策本部の参事官の山本でございます。よろしく申し上げます。

今、豊田政策評価広報課長から御説明がありましたような経緯で、内閣府では私どもの所管の北対協が対象法人の一つに挙がってしまったわけです。説明させていただく資料17は提出する予定になっている見直しの当初案でございます。

ただ、ここに入ります前に若干の補足を口頭でさせていただきます。先生方は御案内と思いますので、長々とした説明をする気はないのですけれども、北方領土はいまだなお不法占拠に下に置かれていることから、これまで60年以上いろんな努力をしてきたけれども、今のところ残念ながら戻ってきていないという状態がございます。そのためにはやはり一層、国民世論を喚起するとともに、一方、引き揚げを余儀なくされた、あるいはGHQの命令等で居住権がなくなっている、こういった特殊な地位にあられる方々のことを、国や政策として見ていかざるを得ないとなっているわけであります。

この援護の政策の重点の中に融資事業があって、今回は独法で融資をしているものにつ

いては特に見直しをしなさいということなので、我々としてもこれを奇貨として、できるだけ動くことを考えようと、これまで検討してまいりました。

御承知のとおり、北対協は独法の中で最小の人数であり、まさに実施機関でございますが、北方の関係者の間ではずっと知名度を保ってきた一つの団体でございます。

私どもの北対協の融資事業について、これまで検討してきた中で外から言われる話として、まず1番目に考えられるのは、もう戦後60年も経ったのだから、生活が苦しいからというようなことでは説明できないから、こんな融資はやめてしまえ、全面廃止だということをおっしゃる方も中にはいると思うんですけども、これについては先ほど申し上げた特殊な地位が解消していないという現状で、国として今それを持ち出すのは、とてももたないだろうと考えております。

とりわけ先般8月16日に根室沖でロシアの国境警備隊の拿捕事件がございまして、この事件は特に銃撃で死者が出てしまったことから、正直申し上げまして、根室の地域では、国は戦後60年無策だったと非常に悪い感情になっていまして、明日も衆議院沖縄北方特別委員会の閉会中審査が開かれる中で全面廃止というのは言いにくいということがございます。

それだったら、どこかに移管できないかということも検討したのですが、どうしても特殊かつ小規模な援護事業ですので、この基金を元手に必ず逆ざやが発生するようなことになってしまっていますので、これを少しでもなくしていく方策はこの後御説明しますが、我々も考えなければいけないと思っています。いずれにしても、その政策金融機関や民間金融機関が理解をしてくれそうにないことが一つ問題になってしまいました。

では、その委託はできないかという話も当然検討をしたんですが、正直言って既に委託とか転貸とかを大分やっているわけですが、ほかに直接貸付している分が勿論ございます。

ただ、これはどちらかと言いますと、小口の生活資金等でございますので、なかなかそのリスクが高くて民間の金融機関が出してくれるというのは難しい。ほかにも全面委託してしまったら、かえって非効率的になって人件費が浮いたりするかどうかは、いろいろな計算してみましたがなかなか難しい。

そういういろいろな検討の経緯を踏まえた中で、内閣府としては資料17という形でとりまとめをしまして、これを9月以降の総務省のヒアリング等にも持っていきたいという考えであります。

資料17の1ページ目の一覧表でございますけれども、これは総評として何かを考えたかということが全部載っているわけでありまして。

総人件費改革の一環で定員2名の削減。これは正直申し上げまして、21名の役職員の中では非常にきつい数字でございますが、これを行う、あるいは人件費を除く一般管理費の縮減を行う。そういったことのための協会の組織、財務の在り方の見直しは当然やらなければいけないと考えております。

今、話題の中心になっていますのは融資でございますけれども、融資事業につきまして、社会経済情勢の変化に対応して一部資金について廃止を検討することで書かせていただきます。これは次のページ以降で説明いたします。

その他で、リスク管理債権を減少させるよう、融資条件等を変更することもメニューに考えているところでございます。

広報啓発とか、その上の段のところは何もしないと言っているわけではないんですが、ここに書くほどの話はとりあえずないということで、総評としてはこんな形のものにまとめたところでございます。

1ページおめくりいただきますと、全般のいろんな沿革、役職員、財政支出の経緯等がございます。このページはデータですので、とりあえず飛ばします。

その次のページからが、これは所定の様式になっているのですけれども、見直し当初案でございます。

まず上から3つ目の箱のところを見ますと、具体的な措置として「融資事業において、社会経済情勢の変化に対応し一部資金について廃止を検討する」が1つございます。「融資事業において、リスク管理債権の削減を図るよう融資条件等を変更する」とございます。

その下に数字で、貸付資金の見直しの結果、貸付残高が70億円以下に抑制された場合は、6,400万ぐらいが次期中期目標期間中の合計として浮きますと書いてありますが、これは一定の試算をしてみたんですが、あくまでも試算でございます。これが絶対の数値というほどのものでもないことは申し上げておきたいと思いますが、メニューの見直しや資金の貸付を早めることでこれぐらいはできるのではないかとということで、数字を是非入れないといけないという御指導もありましたので、入っているところでございます。この個別でございます。融資事業が開始されてから40年以上経っているので、社会経済情勢の変化に対応して資金の一部を廃止する。資金の分類も利用者にわかりやすいように整理、簡素化するということを書いてございます。

関係者とまだコンセンサスを得ているわけではないので、今回のところではこの程度の書き方でとどめさせていただいておりますけれども、正直言ってその下に貸付件数の推移とございまして、念頭に置いておりますのは、一つは法人資金は件数が少ないので考えておりますし、もう一つ、住宅新築資金については償還期限が25年と非常に長いので、北対協の長期借入金の増加原因になっているということで、何か考えなければいけないと考えることは正直でございますが、まだ関係者のコンセンサスを得るところまではいっていないので、今回はこの程度の一般的な方向性で文字の上では書かせていただいております。

次のページにもございますが、当該融資事業は国庫から交付された基金で来ていますので、経緯からいって、一応その北方領土問題が解決するまでは北対協でやりたいということが書いてございます。

要するに制度が安定的に継続していくためにどうしたらいいかという観点で考えてはど

うかということで、関係者も説得をしないといけないと思っております。

ですけれども、これはその下に表が出ております。その事業の性質からリスク管理債権比率が高い資金がごらんのとおりございますので、これらについては融資条件を見直して、例えば保証人の数を増やすとかいろんな対策を講じなければいけない。このことは我々も認識しているところで、そういう方向で案を練っていきたいと考えております。その次のページにまいりますと、先ほど申し上げましたが、総人件費改革を22年度までにやるわけですけれども、要するに役職員21名のところを割り当てで2名削減しなさいとなっていて、正直言って非常にきついわけでありまして、

ですから、その下にありますけれども、小規模な組織の中で事務所が東京と札幌、勘定も2つに分かれていることから、これらはある程度整理しないとこの2人の捻出さえできないだろうということで、その整理をしようと考えております。

また、人件費が大きいので限度があるのですけれども、人件費を除く一般管理費の縮減についても検討をきちんとしようと考えているところでございます。

一番最後のページは言わずもがなでございますが、北対協につきましても、国に準じて、この随契の規定を設けて整理しておりますので、可能なものはできる限り一般競争に付するようにしていくということで考えております。

とりあえず雑駁でございますけれども、私からは以上でございます。

大森委員長 御苦労様です。これは総務省の方で、資料16の方針に基づいて、これを北対協に適用した場合にどうなるか。この当初案についてはある種の折衝事がある程度相対で、総務省の方としては何かやられているんですか。

山本北方対策本部参事官 事務局で内々に聞いてはいるのですけれども、こういう様式でこういうことに注意してという御指導は正直言っています。

大森委員長 分科会長から御発言はございますか。

飯田委員 先ほどの平成17年度の業務実績の評価の中で同じような認識の問題、つまり北対協の役割がますます重要になってくるだろうということを強調したんですけれども、北方対策本部としては、まず今回の銃撃事件のような事件が発生して、またまた北方四島をめぐって北海道の漁民や住民との間の問題などに非常に影響は出てきていると思うのです。

私もあの時期たまたま北海道におりまして、東京で感じている雰囲気とは違うものを感じました。これは北対協のお仕事とこれからどういう関わりが出てくるのか、どんなふうにお感じになっていらっしゃるのかを聞かせていただきたいということです。

もう一つは、やはりだれが見ても北方領土問題が近い将来に解決する見通しはなくて、依然として、これはまだ長期にわたってこういう状態が続く。

これは一つには北対協の問題ではなくて、むしろ外交政策の問題であり、政府の問題であるわけですけれども、今回の評価でも署名運動で大きな実績の低減状況は歯どめが効かないくらい下がっているわけですね。そういうものに対して、北方対策本部ではどのよう

な認識を持っていらっしゃるのかということをお聞かせいただきたいです。

山本北方対策本部参事官 この間、根室で開かれました市民大会に行っていました。北対協は実施機関ですから、どういう感じで見られているかという意味で言えば、正直言って北方地域の方々から言うと、戦後 60 年も経ったけれども、国は無策ではないかというのが非常に強いです。

ですから、それに対して少しでも前に進むようにまずは外交政策上。地元の声としては余り硬直的なことばかり言わないでということをする方もいるというのが正直なところです。いずれにしても、北方領土の元島民やこういう方の置かれた特殊な状況は理解してほしいという話になってしまうというのが一つあります。

これは皮肉なんですけど、銃撃で死亡者まで出たのは今まで経験がなかったことであるために新聞の一面トップで出たりしたことで、普段、逆にその北方領土という問題があるのを余り認識していなかった人が少しは認識するようになったかと思います。そういうことを言うてはいけないのですが、これを機に国民の世論を高める工夫をしなければいけないということも深く感じているところでございます。

いずれにしても、かなり大きな契機になってしまったので、今後の展開については関係省庁とも相談しながら、よく工夫をしていきたいと考えております。

飯田委員 わかりました。

大森委員長 私どもの評価委員会としては、この問題は内閣府の当初見直し案が出てきますということについて承知していればいいのですか。これについて意見を言う立場にあるのですか。

豊田政策評価広報課長 先ほど大森委員長の方から御説明がありましたように、通則法の第 35 条に基づいて、評価委員会としての御意見を表明することになっております。

大森委員長 国立公文書館の場合もある考え方で、それなりの私どもの言い方をした記憶があるのですが、今回については内閣府としての見直し案を持っていくことになっていて、これは今月中に出しますので、今のような状況報告があったわけですが、こういうタイプのものについては一律にいろいろ見直しをせよというのが総務省全体の意向でしょうけれども、北対協の現場でお仕事をしている、あるいはこれを取り巻いている状況について、やはり何かしらのことを評価委員会としても少しメンションすべきかということが少しあるかと思うのです。

飯田委員 資料 17 の一覧表ですが、先ほど山本参事官の方から『空白になっている部分は何もしないというわけではなく、ここに書くほどのことは特段ないので書いていない』と言う説明がありました。ただ一覧表を一目で眺めた場合、現在の北方領土を巡る状況や日口関係の中で、北対協の事業はほとんど変わらず継続していくという意味表明という印象を受けます。問題は、総務省の見直し方針に依拠しようという配慮からか、貸付業務とか融資業務の効率化にもっぱら事業見直し対象を一点集中しているような印象を受けますが、いかがでしょうか。

大森委員長 今、飯田委員のおっしゃったことで言うと、やはり北対協全体の仕事や任務という観点の中でこの問題についても位置づけるべきで、これだけ切り離してやるべきではないのではないか。

どこでも融資事業については効率化を図れということにはわかるのですが、その融資事業はどうして行われているかについて、全体のこの趣旨の中で検討されるべきなので、ここだけについて、ほかもやるからこれもやれというのは、北対協についての御理解がなさ過ぎるのではないかと、これを評価委員会としても言うべきではないか。私として言い過ぎているかもしれませんが、そのくらいのことはどこかで言っていただいてもいいのではないかと思います。これは全体に関わりますのでね。

どうでしょうか。何か一言ぐらい言う必要はあるのではないかと思います。物言い難しいのですが、議事録などで一部出していただくこともあるかもしれません。

遠藤委員 よくわからないのですが、今までずっといろいろな融資をしてきた目的ですね。普通この北方四島ということだけを別にすれば、要するに北方四島におられた元島民の方たちの生活が立ち行くようにしてしまえば、本当は北方四島の問題は別にして解決はされてしまうわけですね。

しかし、そうではなくて、北方四島を何とかちゃんと取り戻そうということで、取り戻した暁には元島民の方がまた元に戻っているような仕事をされるというためのつなぎとして、ずっとやっているわけですね。

ですから、職種転換を図るや何とかという意味で融資をしてきたのだったら、今までの融資の目的に合わせて何か新しい事業を起こさせればいいのですが、そうでなくしてきたわけだから、これは削ってしまうとどういうことが起こるかということ、要するにもう戻れないようにしてしまうという形にどんどんなってしまうわけです。

それを意図しているのか。そんなことは絶対はないと思うので、融資のことだけを言うのはやはりおかしいのではないかと思いますけれども、いかがなものなのでしょうか。

大森委員長 私も近い印象を持ったものですから、発言をさせていただいたのだけれども、本来この融資が何のために行われているか、北方領土問題の関係でどういう意味があるかについて、やはりきちんと総務省の方に言うべきではないでしょうか。府省間でやる時に難しい課題があるかもしれない。何か御意見はございますでしょうか。

山本委員 今の委員の方の御指摘の趣旨は、この見直し当初案の4ページの一番上のところに一部は表れていると思うのです。そこをもうちょっと特出しをするという余地があるかどうかという御指摘だと思いますし、確かに融資事業と言ってもいろいろな経緯があるし、これは一部旧漁業権の補償的な形で原資を提供しているということをここではうたっているわけですが、それに今、委員の御指摘の点をプラスアルファしてまとめることについては、私は賛成したいと思います。

大森委員長 1ページのところで、廃止ということを行わなくてはいけないですか。資金の在り方について検討ぐらいにしておいて、さっきの4ページの上のところをもう少し

説明しておくということぐらいで。総務省の方でまた検討するのでしょうか。これはそういう兼ね合いのことはわからないのだけれどもね。

豊田政策評価広報課長 このフォーマット自体は総務省が統一的に示されたものでございますが、これを踏まえて、今後、総務省の方にヒアリングに行ってやり取りが出てくるということになります。

大森委員長 だから、廃止の項目には書かずに、その他のところで書くということはありませんか。

山本北方対策本部参事官 いずれにしましても、9月8日に正式なヒアリングを受けますので、ここで出た話も紹介して、我々の方も根本からもう一回何でやっているかという話は是非させていただきたいと思えますし、廃止すると断定的に書いたわけではないので、いろんな可能性も考えてやっていきたいと思えます。

さっき御説明しましたように、一方でそういう必要があってやっているのですが、この機会にある程度見直しをしないと将来的にもたない部分もあると思っていますので、そういう意味で検討と書いております。

ただ、正直言います、こういう言い方を私がするのは適切かどうか自信がないのですが、政治的に廃止とまで言ってもつかどうかは自信がないところもございまして、ここは検討というところまで一応書いてみたということです。

ですから、先ほど飯田委員からお話がありましたが、来年に返ってくるならいいのですが、ちょっと時間がかかりそうなので、もう少しもたせるために見直すところは見直すと事務的には考えたいという意味で、ここはこうして書いたところでございます。

大森委員長 山本委員がおっしゃってくれた4ページの上のところがお書きになっているのは、まず「なお」を取って、ここの文章をもうちょっと強めたらどうでしょうか。山本参事官の御苦労もいろいろとあると思えますが、本当にこの1ページの上の廃止の欄に書くことがいいのか、その他のところに並べたっていいわけですね。在り方について検討をするが、その在り方の中には、場合によったら一部本当に社会情勢の変化で、自分たちにとってもこれは廃止でも決して北対協の全体の趣旨と矛盾しないということがあるかもしれないということぐらいで、私は余りこうやって一々出たものについて、素直に廃止と言って本当にいいのかと思うのです。

外園委員 私も今の御意見を踏まえて、廃止の項目に書くのは反対なのです。一旦活字になりますと、これがそのまま行って、どうなったかということになってきますので、同じ文章をその他に持っていくのと、この廃止の項に書くのは大きな影響があると思えますので、私は廃止の項に書くのは反対です。

大森委員長 ここで内閣府の原案について、余り細かいことまで私どもがどうしろこうしろと指示しにくいですので、今のような全体の御意見と雰囲気をよくお考えくださった上で、内閣府全体としてよく考えていただき、この北対協の意義みたいなものについて、日本政府が負っている責任がありますので、それを上手に考えた上でどういうふうに表記

すればいいかをもう一度お考えくださいますか。

竹澤政策評価審議官 審議官の竹澤でございます。今、大森委員長から大変大事な御指摘があったと思っております。総務省の方は非常に横並びで、全体を一律に切っていく手法を取りがちではございますけれども、一方でこういう制度をそれぞれ経緯、沿革、背景がございますから、やはり北方対策本部の方としては、多分事務的にはわかっているんだろうけれども、それを相手方にきちんとわからせるような工夫をしつつ、今の先生方の御指摘を踏まえて、よく事務的に整理をしてまいりたいと思います。

大森委員長 それでは、今の竹澤審議官の発言を受けて、北方対策本部でよく御相談していただければと思っております。この件は以上とさせていただきますけれども、よろしゅうございませうか。よろしく申し上げます。

これは総務省に行って、向こうで変更の見直しの可能性があるんだそうですので、私どもとしてはそれを見ることとなります。

次回のこの評価委員会は秋ごろ予定していきまして、見直し状況につきまして、何かございましたら、適宜御報告をいただくようお願い申し上げます。

以上をもちまして、こちらで用意した案件はすべて終了させていただきました。ありがとうございました。何か御発言はございますでしょうか。どうぞ。

外園委員 各分科会の項目別の評価表をちょうだいしているわけですが、これはもう各分科会にお任せして、紙の節約や事務の仕事の簡素化ということで、私はここには必要ないのではないかと思うのですけれども、ほかの先生方はいかがでしょう。

大森委員長 全体を委員の皆様方に知っていただけるのは総合評価表でよろしいのではないかと思います。それを全部受けての評価でございますので、各項目別の評価表をここにお出しにならなくても、総務省の方へ一括して行っているわけですから、どうでしょうか。皆様方の御意見を伺います。

飯田委員 賛成です。

大森委員長 分科会と分科会長の御意向で、やはり説明したいという場合が出てきますので、そういう場合はどうぞ。しかし、総合評価をきちんと御説明いただければ、A、Bが入っている項目別評価表をお出しにならなくてもいいという御了解でどうでしょうか。出してはいけないとは言いません。出していただいても結構です。

遠藤委員 それに資料は片面のコピーが多いですね。まず両面にしてください。

大森委員長 では、内閣府の方もいろいろ考えてくださいますか。ありがとうございました。

お手元に17～19回の本委員会の議事録がございます。必要な修正が終わっていますので、これで公開をさせていただきますが、よろしゅうございませうか。

では、今後の予定について、事務局から申し上げます。

豊田政策評価広報課長から、資料21に基づき説明

大森委員長 それでは、本日は以上であります。ありがとうございました。